



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
1月18日
第275号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示	
保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課).....	1
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨(森林保全課).....	1
救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院(医療政策課).....	2
○ 公 告	
令和4年度滋賀県立総合保健専門学校学生二次募集公告(医療政策課).....	2
都市計画変更案縦覧公告(都市計画課).....	4
一般競争入札の公告(情報政策課).....	4

告 示

滋賀県告示第19号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和4年1月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高島市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
高島市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第20号

令和3年農林水産省告示第1032号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年1月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市西浅井町沓掛字北方1424、1440から1442まで、1445、1447、1455、1470、1471
- 2 通知の内容の要旨 令和3年農林水産省告示第1032号のとおり

滋賀県告示第21号

令和3年農林水産省告示第1358号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年1月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市高月町片山字岩屋261、274、275、277、277-1から277-3まで、279、字滝ヶ谷384、384-1、385、385-1、386-1、386-2、387、387-1、387-3、389-1、389-3、字寺ヶ浦983、983-1、984、984-1、985、985-1、989、991、992、999、1000
- 2 通知の内容の要旨 令和3年農林水産省告示第1358号のとおり

滋賀県告示第22号

令和3年滋賀県告示第422号で告示した保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項において読み替えて準用する同条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を日野町役場の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年1月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 蒲生郡日野町大字奥之池字状山19-26
- 2 通知の内容の要旨 令和3年滋賀県告示第422号のとおり

滋賀県告示第23号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和4年1月18日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
滋賀県立総合病院	滋賀県	守山市守山五丁目4番30号	令和7.1.31

公 告

令和4年度滋賀県立総合保健専門学校学生二次募集公告

令和4年度滋賀県立総合保健専門学校学生を次のとおり二次募集する。

令和4年1月18日

滋賀県知事 三日月 大造

1 一般試験

(1) 対象学科および二次募集人員

課 程	学 科	一般入学二次募集人員
看護専門課程	看護学科	募集人員80名のうち若干名

(2) 修学年限 3年

(3) 出願資格 次のアまたはイのいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校または中等教育学校を卒業した者(令和4年3月卒業見込みの者を含む。)

イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第183条の規定により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者で18歳に達したもの(令和4年3月31日までに該当する見込みの者を含む。)

※ 「高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者」とは、次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者である。

- (7) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (7) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定に基づき文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (7) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの
- (7) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達したもの(事前に入学資格審査を行うので、別に定める日までに入学資格審査の申請を行うこと。入学資格審査の結果、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者には、入学資格を有することを証明するための入学資格認定書を交付する。)

(4) 出願手続

ア 受付期間は令和4年2月1日(火)から令和4年2月7日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。

郵送の場合は、令和4年2月7日(月)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学出願者は、(5)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学考査手数料9,800円(本校受付の場合は現金または郵便為替、郵送の場合は郵便為替とすること。)を添えて、滋賀県立総合保健専門学校(〒524-0022 守山市守山五丁目4-10)に提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(5) 出願書類

- ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
- イ 入学試験受験票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
- ウ 受験写真票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
- エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書または卒業見込証明書
- オ 高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者については、それを証明するもの
- カ 合否通知書送付用宛名票(所定の用紙)
- キ 入学試験受験票送付用封筒(所定の封筒)

(6) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(7) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、適性検査、提出書類等を総合的に判定して行う。

ア 学力試験科目 国語総合(古文および漢文の範囲を除く。)、数学I・数学Aおよびコミュニケーション英語I

イ 適性検査

(8) 本校における個別の入学資格審査を受けようとする者は、出願までに本校に問い合わせること。

(9) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	時 間 お よ び 科 目				
	9:00~9:30	10:00~10:50	11:10~12:00	13:00~13:50	14:10~14:50
令和4年2月19日(土)	受 付	国 語 総 合	数 学 I ・ 数 学 A	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 英 語 I	適 性 検 査

イ 試験場 滋賀県立総合保健専門学校 守山市守山五丁目4-10

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和4年3月4日(金)午前9時に滋賀県立総合保健専門学校において掲示するとともに、滋賀県のホームページにおいて受験番号で発表するほか、受験者全員に結果を通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても許可を取り消すものとする。

(10) その他 (1)から(9)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条の規定に基づき彦根長浜都市計画道路を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和4年1月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 都市計画の種類 彦根長浜都市計画道路 3・4・8号 豊公園森線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 長浜市祇園町から長浜市森町まで
- 3 都市計画の案の縦覧場所 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2
長浜市都市建設部都市計画課 長浜市八幡東町632
- 4 縦覧期間 令和4年1月18日から令和4年2月1日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

一般競争入札の公告

モバイルノートパソコンの売買契約について、次のとおり特定調達に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和4年1月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入する物品名および数量 モバイルノートパソコン296台
 - (2) 購入物品の特質等 詳細は入札説明書による。
 - (3) 履行期限 令和4年3月24日
 - (4) 納入場所 滋賀県庁(詳細は入札説明書による。)
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和3年滋賀県告示第68号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。
営業種目 大分類:物品 中分類:電子計算機・周辺機器
なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがあるので注意すること。
滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、入札に参加する者に必要な資格を有する旨の審査結果通知書(以下「審査結果通知書」という。)の交付を受けること。また、入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から当該提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
 - (1) 必要とする書類 モバイルノートパソコン仕様書で提出が求められる機能証明書およびパンフレット
 - (2) 提出期限 令和4年2月21日(月)17時 なお、提出期限以降も(1)に示す書類等の提出を受け付けるが、審査結果通知書の交付が間に合わないことがある。
 - (3) 提出場所 4(1)に示す場所
- 4 入札執行の日時、場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、入札に参加する者に必要な資格を有するか

どうかの審査の申請書類等の提出場所および問合せ先 滋賀県総合企画部情報政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3385 電子メールアドレス network@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間 令和4年1月18日(火)から令和4年2月27日(日)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)9時から17時までおよび令和4年2月28日(月)の9時から正午まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は電子メールにより交付する。(1)に示す電子メールアドレス宛てに、メール表題を「モバイルノートパソコンの売買契約入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、これ以外の方法での交付は行わない。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し、(6)の入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(6)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 紙の入札書を(6)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)

(6) 入札書の受領期限 令和4年2月28日(月)正午

(7) 開札の日時および場所 令和4年2月28日(月)14時 滋賀県総合企画部情報政策課システム設計室1A(大津市京町四丁目1番1号滋賀県庁新館7階)

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 入札金額は、総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請等を行った者のした入札
- (3) 3の審査結果通知書を交付されていない者のした入札

9 落札者の決定方法

- (1) 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者はくじを辞退することができない。

10 支払条件

- (1) 前金払 行わない。
- (2) 部分払 行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、封印した入札書を4(6)に示す受領期限までに提出しなければならない。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
- (3) 開札の結果、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、

再度の入札をする。この場合において、入札参加者またはその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては速やかに別に定める日時において入札をする。

- (4) (3)において別に定める日時に再度の入札を行う場合に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者またはその代理人に限るものとする。
- (5) 無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (6) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (7) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (8) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあつた場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (9) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Personal computer 1 set
- (2) Deadline for tender: 12:00, 28th, February, 2022
- (3) For further information, contact: Information Policy Division, Department of General Policy Planning, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-3385